

受託評価業務手数料

令和 8 年 4 月



日 本 消 防 検 定 協 会

平成25年2月25日制定
[沿革] 平成25年9月26日一部改正 (あ)
平成26年3月18日一部改正 (い)
平成26年8月1日一部改正 (う)
平成26年10月1日一部改正 (え)
平成28年4月11日一部改正 (お)
平成28年9月29日一部改正 (か)
令和元年8月19日一部改正 (き)
令和5年5月31日一部改正 (く)
令和7年7月30日一部改正 (け)
令和7年10月31日一部改正 (こ)

受託評価業務手数料の額について

日本消防検定協会
理事長 市橋保彦

(受託評価業務手数料の額)

日本消防検定協会業務方法書(昭和39年1月1日)第19条第3項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

1 品質評価業務に係る手数料

(あ)(い)(え)(お)(か)(き)(け)(こ)

種別等の区分		評価の区分	手数料の額（消費税別）		
			型式評価 （1件につき）	型式変更評価 （1件につき）	型式適合評価 （1個又は1台 につき）
動力消 防ポン プ	消防ポンプ自動車		357,900 円	—	44,141 円
	可搬消防ポンプ		357,900 円	—	2,983 円
消防用 ホース	呼称 40 を超える平		41,000 円	16,900 円	128 円
	呼称 40 以下の平		40,800 円	16,700 円	85 円
	呼称 40 を超える濡れ		41,000 円	16,900 円	128 円
	呼称 40 以下の濡れ		40,800 円	16,700 円	85 円
	呼称 40 を超える保形		41,000 円	16,900 円	128 円
	呼称 40 以下の保形		40,800 円	16,700 円	85 円
	大量送水用		106,200 円	39,400 円	128 円
	大容量泡放水砲用		106,200 円	39,400 円	128 円
消防用 吸管	呼称 65 を超える		44,100 円	—	597 円
	呼称 65 以下		44,100 円	—	358 円
	大容量泡放水砲用		44,100 円	—	597 円
消防用 結合金 具	差込式差し口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）		24,000 円	11,900 円	26 円
	差込式受け口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）		24,000 円	11,900 円	26 円
	ねじ式差し口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）		24,000 円	11,900 円	26 円
	ねじ式受け口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）		24,000 円	11,900 円	26 円
	大量送水用		65,600 円	32,200 円	26 円
	大容量泡放水砲用		65,600 円	32,200 円	26 円

エアゾール式簡易消火具		238,600 円	119,300 円	24 円
漏電火 災警報 器	変流器	18,100 円	6,000 円	95 円
	受信機	18,100 円	6,000 円	95 円
音響装置		238,600 円	59,700 円	立会型式適合評価によるものにあつては 48 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 42 円
予備電源		119,300 円	59,700 円	立会型式適合評価によるものにあつては 119 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 95 円
消火器加圧用ガス容器		59,700 円	29,800 円	5 円
蓄圧式消火器用指示圧力計		59,700 円	29,800 円	5 円
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		59,700 円	29,800 円	6 円
ホースレイヤー		179,000 円	89,500 円	7,158 円
住宅用スプリンクラー設備		417,600 円	208,800 円	2,744 円
	圧力水槽	23,900 円	11,900 円	358 円
	貯蔵水槽	22,700 円	11,300 円	286 円
	ポンプ	27,400 円	13,700 円	549 円
	自動弁	19,100 円	9,500 円	95 円
	作動装置	34,600 円	17,300 円	84 円
	圧力検知器	34,600 円	17,300 円	215 円
	配管、継手、バルブ等	11,900 円	6,000 円	6 円（配管にお

				いては1m当たりの額（端数切り上げ）	
	受信装置	39,400円	19,700円	119円	
	警報装置	59,700円	29,800円	48円	
	消火性能を有する薬剤	59,700円	—	4円（1L又は1kg当たりの額（端数切り上げ））	
	開放型スプリンクラーヘッド	59,700円	29,800円	42円	
消防用積載はしご	単一式	238,600円	119,300円	1,193円	
	伸縮式	238,600円	119,300円	1,551円	
	折りたたみ式	238,600円	119,300円	358円	
消防用接続器具	媒介金具	47,700円	23,900円	60円	
	スタンドパイプ	47,700円	23,900円	60円	
外部試験器		226,700円	113,300円	立会型式適合評価によるものにあつては716円、工場審査型式適合評価によるものにあつては573円	
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置（災害対応特殊を含む）	水槽付消防ポンプ自動車		35,800円	—	29,825円
	化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が3,000L/min未満のもの			59,650円
		最大混合流量が3,000L/min以上のもの			167,020円
	大型化学消防ポンプ自動車（大Ⅰ型を含む。）				167,020円
	化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型				256,495円
	はしご付消防ポンプ自動車又は	規格地上高15m以上のもので昇降機及びバスケット付のもの			322,110円

む。)	はしご付消防自動車	上記以外のもの			178,950 円
	屈折はしご付消防ポンプ自動車又は屈折はしご付消防自動車				178,950 円
	屈折放水塔車				178,950 円
	はしご・水槽付消防ポンプ自動車	規格地上高 15m 以上のもので昇降機及びバスケット付のもの			351,935 円
		上記以外のもの			208,775 円
	屈折はしご・水槽付消防ポンプ自動車				208,775 円
	大型高所放水車				178,950 円
	放水塔付消防ポンプ自動車				178,950 円
	大型化学高所放水車				345,970 円
	はしご付大型高所放水車				501,060 円
	放水塔・水槽付消防ポンプ自動車				208,775 円
	放水塔付化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min 未満のもの			238,600 円
		最大混合流量が 3,000L/min 以上のもの			345,970 円
	泡原液搬送車				29,825 円
	大型動力ポンプ付消防自動車				143,160 円
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車				375,795 円	
消火設備用消火薬剤		238,600 円	—	立会型式適合評価又は工場審査型式適合評価によるものにあつては 4 円（1 L 又は 1 kg 当たりの額（端数切り上げ））	
放火監	放火監視センサー	596,500 円	298,300 円	立会型式適合評	

視機器				価によるものにあつては 203 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 167 円
	放火監視受信装置	298,300 円	149,100 円	立会型式適合評価によるものにあつては 358 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 286 円
	補助装置	149,100 円	74,600 円	立会型式適合評価によるものにあつては 239 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 191 円
	可搬消防ポンプ積載車	23,900 円	—	17,895 円
	光警報装置	238,600 円（防雨型の機能を有するものにあつては、262,500 円）	59,700 円（防雨型の機能のみを変更するものにあつては、47,700 円）	立会型式適合評価によるものにあつては 48 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 42 円
	光警報制御装置	214,700 円（防雨型の機能を有するものにあつては、238,600 円）	53,700 円（防雨型の機能のみを変更するものにあつては、41,800 円）	立会型式適合評価によるものにあつては 48 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 42 円
	屋外警報装置	139,800 円	35,000 円	立会型式適合評価によるものにあつては 41 円、工場審査型式適合評価によるものにあつて

				は 35 円
	屋外警報装置に接続する中継装置	139,800 円	35,000 円	立会型式適合評価によるものにあつては 41 円、工場審査型式適合評価によるものにあつては 35 円
	補助警報装置		11,900 円	12 円
	中継装置		11,900 円	12 円
確認評価				
			手数料の額 (消費税別)	
外部試験器			1 個につき	2,386 円
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置 (災害対応特殊を含む。)	水槽付消防ポンプ自動車		1 台につき	29,825 円
	化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min 未満のもの	1 台につき	59,650 円
		最大混合流量が 3,000L/min 以上のもの	1 台につき	155,090 円
	大型化学消防ポンプ自動車 (大 I 型を含む。)		1 台につき	155,090 円
	はしご付消防ポンプ自動車又ははしご付消防自動車	規格地上高 15m 以上のもので昇降機及びバスケット付のもの	1 台につき	250,530 円
		上記以外のもの	1 台につき	178,950 円
	屈折はしご付消防ポンプ自動車又は屈折はしご付消防自動車		1 台につき	178,950 円
	屈折放水塔車		1 台につき	178,950 円
	大型高所放水車		1 台につき	178,950 円
	放水塔付消防ポンプ自動車		1 台につき	178,950 円
大型化学高所放水車		1 台につき	334,040 円	

放水塔付化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min 未満のもの	1 台につき	238,600 円
	最大混合流量が 3,000L/min 以上のもの	1 台につき	334,040 円
泡原液搬送車		1 台につき	29,825 円
大型動力ポンプ付消防自動車		1 台につき	143,160 円
その他型式に係る手続関係			
		手数料の額（消費税別）	
委託型式に係る型式評価又は型式変更評価の依頼		1 件につき	23,900 円
型式の更新		1 件につき	6,000 円
受検場所の調査（受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。）		1 回につき	107,400 円

注1 型式評価、型式変更評価及び型式適合評価において、あらかじめ協会が指定した場所以外で評価の実施に必要な経費は、依頼者の負担とする。 (お) (こ)

2 新たな技術開発に係る品質評価品目等で、総務省令で定めるところにより、総務大臣が定める技術上の規格の特例によることとしたものについての評価の手数料の額は、当該評価の実施に必要な経費の額を下らない範囲内において理事長が定める額とする。 (い) (こ)

3 表で定めがないもので、注2で定めるもの以外の種別等については、手数料の額を別途契約により定める。 (こ)

2 認定評価業務に係る手数料

(1)非常警報設備の非常ベル等

(あ) (い) (う) (お) (こ)

種別等の区分				評価の区分		手数料の額 (消費税別)			
				型式評価 (1件につき)	型式変更評価 (1件につき)	型式適合評価 (1個につき)			
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	単体型	起動装置	119,300円(防雨型の機能を有するものにあつては、143,200円)	59,700円(防雨型の機能のみを変更するものにあつては、47,700円)	立会型式適合評価によるものにあつては42円、工場審査型式適合評価によるものにあつては36円			
			表示灯						
			音響装置	238,600円(防雨型の機能を有するものにあつては、262,500円)					
		組込型	一体型	音響装置を有しないもの又は既評価型式の単体型を組み込むものにあつては、179,000円(防雨型の機能を有するものにあつては、202,800円)	119,300円(防雨型の機能のみを変更するものにあつては、47,700円)				
			複合装置	音響装置を有するものにあつては、298,300円(防雨型の機能を有するものにあつては、322,100円)					
			操作部						
放送設備	増幅器及び操作部			334,000円	167,000円	立会型式適合評価によるものにあつては239円、工場審査型式適合評価によるものにあつては215円			
	増設用増幅器			143,200円	71,600円		立会型式適合評価によるものにあつては179円、工場審査型式適合評価によるものにあつては155円		
	遠隔操作器			179,000円	89,500円				
	非常電話			238,600円	119,300円				
	通話装置								

		スピーカー	238,600円(音響パワーレベルを測定するものにあつては、322,100円)	59,700円(音響パワーレベルを測定するものにあつては、143,200円)	立会型式適合評価によるものにあつては10円、工場審査型式適合評価によるものにあつては7円
自動火災報知設備	地区音響装置	地区音響装置	238,600円(防雨型の機能を有するものにあつては、262,500円)	59,700円(防雨型の機能のみを変更するものにあつては、47,700円)	立会型式適合評価によるものにあつては42円、工場審査型式適合評価によるものにあつては36円
		音声切替装置			
総合操作盤			775,500円	387,700円	立会型式適合評価によるものにあつては56,071円、工場審査型式適合評価によるものにあつては44,857円
パッケージ型自動消火設備			I型にあつては417,600円 II型にあつては453,300円	I型にあつては208,800円 II型にあつては226,700円	I型の立会型式適合評価によるものにあつては2,744円、工場審査型式適合評価によるものにあつては2,028円 II型の立会型式適合評価によるものにあつては2,147円、工場審査型式適合評価によるものにあつては1,432円
その他の感知部			238,600円	119,300円	立会型式適合評価によるものにあつては155円、工場審査型式適合評価によるものにあつては119円
中継装置			238,600円	119,300円	立会型式適合評価によるものにあつては24円、工場

			審査型式適合評価によるものにあつては19円
放出口	17,900円	8,900円	立会型式適合評価によるものにあつては6円、工場審査型式適合評価によるものにあつては5円
検知式放出口	238,600円	119,300円	立会型式適合評価によるものにあつては143円、工場審査型式適合評価によるものにあつては119円
放出導管	11,900円	6,000円	立会型式適合評価によるものにあつては6円、工場審査型式適合評価によるものにあつては5円（金属材料以外の材料にあつては1m当たりの額（端数切り上げ））
選択弁等	19,100円	9,500円	立会型式適合評価によるものにあつては18円、工場審査型式適合評価によるものにあつては14円
消火薬剤貯蔵容器等	23,900円	11,900円	I型の立会型式適合評価によるものにあつては358円、工場審査型式適合評価によるものにあつては286円
			II型の内容積10L以上で立会型式適合評価によるものにあつては119

				円、工場審査型式適合評価によるものにあつては95円 内容積10L未満で立会型式適合評価によるものにあつては60円、工場審査型式適合評価によるものにあつては48円	
	非常電源	27,400円	13,700円	立会型式適合評価によるものにあつては477円、工場審査型式適合評価によるものにあつては382円	
	消火薬剤	119,300円	—	立会型式適合評価又は工場審査型式適合評価によるものにあつては4円 (1L又は1kg当たりの額(端数切り上げ))	
屋内消火栓設備等	易操作性1号消火栓、広範囲型2号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓	179,000円(消火栓に使用する構成部及び装着部が全て認証品の場合にあつては、119,300円)	119,300円	立会型式適合評価によるものにあつては119円、工場審査型式適合評価によるものにあつては95円	
	ノズル	噴霧ノズル、2号用ノズル、広範囲型2号用ノズル及び管そう	47,700円	23,900円	60円
		スムーズノズル	23,900円	11,900円	24円
特定駐車場用泡消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド	291,500円	145,800円	立会型式適合評価によるものにあつては58円、工場審査型式適合評価によるものにあつては23円	
	開放型泡水溶液ヘッド	104,900円	52,500円	立会型式適合評価	

				によるものにあつては23円、工場審査型式適合評価によるものにあつては12円
	感知継手	291,500円	145,800円	立会型式適合評価によるものにあつては58円、工場審査型式適合評価によるものにあつては23円
確認評価				
			手数料の額（消費税別）	
屋内消火栓設備の屋内消火栓等における消防用ホースと結合金具の装着部	装着番号付与確認評価		1件につき	23,300円
	製品確認評価		1個につき	立会確認評価によるものにあつては23円、工場審査確認評価によるものにあつては12円
その他型式に係る手続関係				
			手数料の額（消費税別）	
委託型式に係る型式評価又は型式変更評価の依頼のほか、次に掲げる依頼 (1)既評価型式の単体型（非常警報設備の起動装置、表示灯又は音響装置のいずれかをいう。以下同じ。）を組み合わせて一体型とする型式に係る型式評価又は型式変更評価 (2)既評価型式の組込型（非常警報設備の一体型、複合装置又は操作部のいずれかをいう。）を構成する単体型を単独とする型式に係る型式評価又は型式変更評価			1件につき	23,900円
型式の更新			1件につき	6,000円
受検場所の調査（受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。）			1回につき	107,400円

注1 型式評価、型式変更評価及び型式適合評価において、あらかじめ協会が指定した場所以外で評価の実施に必要な経費は、依頼者の負担とする。 (b) (c)

2 表で定めがない種別等については、手数料の額を別途契約により定める。 (c)

(2)放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

(お) (こ)

評価の 区分 種別 等の 区分	手数料の額 (消費税別)					
	総合評価 (1件につき)	総合変更評価 (1件につき)	型式評価 (1件につき)	型式変更評価 (1件につき)	型式適合評価 (1件につき)	
放水型 ヘッド 等を用 いるス プリン クラー 設備	一号評価 (放水型ヘッド等スプリンクラー設備の認定評価細則 (以下「評価細則」という。)) 第1章第1第1号で定める評価をいう。)	800,000 円	システム動作、設計等の変更によるものにあつては 500,000 円 主要構成装置に係る機能の追加又は変更によるものにあつては 300,000 円	238,600 円	別途契約による	受検場所ごとに 47,720 円
	評価細則に規定する業務委託によるもの	300,000 円	300,000 円	47,700 円		
	二号評価 (評価細則第1章第1第2号で定める評価をいう。)	800,000 円	500,000 円	238,600 円		
	既に評価 (評価細則第1章第1第3号イに規定する評価をいう。) を受けたもの	500,000 円				
その他型式に係る手続関係					手数料の額 (消費税別)	
型式の更新					一号評価に係る主要構成装置の1型式につき 6,000 円	
受検場所の調査 (受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。)					1回につき 107,400 円	

注1 型式評価又は型式適合評価の依頼の件数は、主要構成装置 (放水部、感知部、制御部、受信部及び手動操作部をいう。以下同じ。) のうち、放水部 (固定式ヘッド及び可動式ヘッドをいう。) 及び感知部 (消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第37条第4号に規定する感知器を除く。) がそれぞれ1型式 (固定式ヘッドにあつては、3型式以内とする。) により構成する設備を1件として扱う。 (お) (こ)

2 注1に規定する1件で扱える型式の数を超えるときは、次に掲げる額 (複数該当するときは、最も高い額) を表で定める手数料の額に加えた額とする。 (こ)

(1) 固定式ヘッドの型式の数が3を超えるときには、3を超えたヘッドの型式の数3ごとに、型式評価にあつては

- 119,300円、型式適合評価にあつては47,720円 (お) (こ)
- (2) 可動式ヘッドの型式の数が1を超えるときには、1を超えたヘッドの型式の数1ごとに、型式評価にあつては119,300円、型式適合評価にあつては47,720円 (お) (こ)
- (3) 感知部の型式の数が1を超えるときには、1を超えた感知部の型式の数1ごとに、型式評価にあつては119,300円、型式適合評価にあつては47,720円 (お) (こ)
- 3 型式評価において、注1に規定する主要構成装置を異なる場所で評価する場合の手数料の額は、1回の評価ごとに119,300円とする。ただし、1回の評価で放水部及び感知部の組み合わせが、注1に規定する1件となる場合の手数料の額は、1回の評価ごとに238,600円とする。 (お) (こ)

3 特定機器評価業務に係る手数料

(イ)(ロ)

種別等の区分 評価の区分	手数料の額（消費税別）		
	総合評価 （1件につき）	総合変更評価 （1件につき）	型式評価、型式変更評価、 型式適合評価及び確認評価
特定初期拡大抑制機器（ウォーターミスト消火設備を除く。） 特定警報避難機器 特定消防活動機器 その他の特定消防機器等（設備を含む。）	500,000円（評価内容が著しく少ない場合にあつては300,000円、評価内容が著しく多い場合にあつては800,000円） ただし、設備評価と併せて構成機器の評価を同時に行う場合にあつては、構成機器1件につき100,000円を加えた額	300,000円（書面審査による総合変更評価の場合にあつては、50,000円）	別途契約による
ウォーターミスト消火設備	1,200,000円	—	—
その他型式に係る手続関係			手数料の額（消費税別）
委託型式に係る型式評価又は型式変更評価の依頼		1件につき	23,900円
型式の更新		1件につき	6,000円
受検場所の調査（受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。）		1回につき	107,400円

注1 総合評価欄において、「構成機器」とは、設備の中で主として機能する機器をいい、当該性能等について新たに評価を受けるものをいう。（例：感知部、消火用ヘッド、薬剤、ポンプ等（ただし、これらの機器を制御する制御盤は、機器の一体として扱う。））

2 総合評価欄において、「評価内容が著しく少ない」とは、評価内容が既に承認を受けている検定品、受託評価品に係る一部の基準について評価を受ける場合等をいう。

3 総合評価欄において、「評価内容が著しく多い」とは、評価内容が複数の特定消防機器等の種別に渡って評価を受ける場合等をいう。

4 理事長は、評価の依頼内容を斟酌し、評価に要する経費と上記手数料の額とに著しい相違があると認めるときは、上記手数料の額にかかわらず、本表に定める手数料の額の範囲内で、評価に要する経費相当額とすることができる。

(ロ)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(廃止する規程)

2 次の規程を廃止する。

(1) 鑑定等手数料の額について（平成21年10月28日）を廃止する。

(2) 認定等手数料の額について(平成21年10月28日)を廃止する。

附 則

(あ)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に品質評価により型式承認された易操作性1号消火栓、2号消火栓、補助散水栓、噴霧ノズル、管そう及びスムーズノズルに係る型式適合評価にあつては、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則

(い)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(じ)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(え)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(お)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(か)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(き)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(く)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(け)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(こ)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。